

一般社団法人南アルプス市観光協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人南アルプス市観光協会（以下「協会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 この協会は、主たる事務所を山梨県南アルプス市在家塚595番1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、南アルプス市を中心とする、観光事業の振興発展と観光資源の開発、観光宣伝紹介、観光客の誘致促進、受入対策や物産事業の振興を図ることとともに、南アルプス市並びに観光諸団体等と連携して、南アルプス市及び周辺地域における産業経済の活性化、文化の発展向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 観光宣伝及び観光客誘致に関する事業
- (2) 観光及び特産品に関するイベントの実施に関する事業
- (3) 観光、特産品及び観光資源に関する調査及び研究に関する事業
- (4) 特産品の宣伝及び販売等による販路拡大に関する事業
- (5) 観光及び特産品に関する関係団体との連携
- (6) 観光及び特産品に関する事業者の資質の向上
- (7) 観光及び特産品等に関する出版物の発行
- (8) 地方公共団体その他公共的団体から委託される観光施設の管理運営、観光事業及び物品販売に伴う受託事業
- (9) 旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- (10) 前各号に係る収益事業に関する事業
- (11) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 この協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
 - ① 一般会員 この協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - ② 法人会員 この協会の目的に賛同して入会した法人格を持つ団体
- (2) 特別会員 この協会の事業に関係ある官公署及び団体の役員並びに学識経験を有する者及び協会に功労があった者で理事会の承認を得た者
- (3) 賛助会員 この協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 正会員又は賛助会員になろうとする個人又は団体は、別に定める当協会の所定の様式により申し込みを行い、理事会の承認を受けなければならない。

(会費等)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員が協会を退会しようとするときは、理事会が別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この協会の名誉を傷つけ、または協会の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

2 除名した会員には、除名した旨の通知を必ず送付しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 年会費の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 当該会員が死亡、又は会員である団体が解散したとき

2 会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金は返還しないものとする。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会はすべての正会員をもって構成する

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 この協会の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集手続きをする。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を開催日の1週間前までに発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は事故があるときに限り、あらかじめ理事会が定めた順序により副会長が総会の議長にあたり、その副会長の総会での議長としての権限、総会の決議の効力は、その総会に限り、会長が議長をしたときと同じものとする。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の2分の1以上を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 4 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とし、専務理事を1名とすることができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この協会を代表し、その業務を統括執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代

行する。

- 4 専務理事は、会長を補佐し、この協会の業務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了とする時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了による退任又は辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合、監事の解任については、法人法第49条第2項の決議による。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び公認会計士又は税理士の資格を有する監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。この場合の支給の基準については、総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間にお

けるこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 この協会は、理事又は監事の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 この協会は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る）、監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第28条 この協会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、この協会の運営に対し、助言を与えるものとする。
- 4 顧問は無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この協会に理事会を置く

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選定及び解職並びに専務理事の選定及び解職
 - (4) 総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
 - (5) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める

体制の整備

- (6) 第27条第1項の責任の一部免除及び同条2項の責任限定契約の締結

(開催)

第31条 定時理事会は、毎年定期的に、年4回開催する。

2 臨時理事会は、次に各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 監事から、法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、会長に招集の請求があったとき

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が収集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長が欠けたとき又は、会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときに限り、あらかじめ理事会が定めた順序により副会長が理事会の議長にあたり、その副会長の理事会での議長としての権限、総会の決議の効力は、その理事会に限り、会長が議長をしたときと同じものとする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときには、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事会の議決に理事として議決に加わることはでき

ない。

- 3 理事会の決議は、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第36条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この協会の事業報告及び決算書については、毎事業年度終了後2か月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会で承認を得たうえで、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの

を記載した書類

(剰余金の分配の禁止)

第40条 この協会は、剰余金の分配をすることはできない。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この協会は、総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 この協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 専門委員会

(専門委員会)

第44条 この協会は、事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第45条 この協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この協会の公告は法律で定めのある事項について、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する等の方法により行う。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第47条 この協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第48条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 附 則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この協会の業務の運営上必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(定款の施行日)

第50条 この定款は、この協会の成立の日から施行する。

(最初の事業年度)

第51条 この協会の最初の事業年度は、この協会の設立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第52条 この協会の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	金丸一元	小池通義	新津正彦	深澤民三
	川崎 浩	一瀬文仁	河西光雄	中込公雄
	戸沢 洋	塩谷一郎	伊井和美	
設立時代表理事	金丸一元			
設立時監事	塩谷正夫	手塚敦子	柳本光次	

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第53条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 住所 南アルプス市小笠原376番地
南アルプス市

代表者 南アルプス市長 金丸 一元

住所 南アルプス市小笠原455番地

南アルプス市農業協同組合

代表理事 小池 通義

住所 南アルプス市寺部971番地

南アルプス市商工会

会長 新津 正彦

(最初の事業計画及び予算)

第54条 協会の設立初年度の事業計画及び予算は、設立総会の定めるところによる。

(法令の準拠)

第55条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法、その他の法令に従う。

以上、一般社団法人南アルプス市観光協会の設立のため、設立時社員南アルプス市外2名の定款作成代理人である司法書士中込佳紀は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をす

る。

令和2年3月23日

設立時社員 南アルプス市

代表者 南アルプス市長 金丸 一元

設立時社員 南アルプス市農業協同組合

代表理事 小池 通義

設立時社員 南アルプス市商工会

会長 新津 正彦

上記設立時社員3名の定款作成代理人

南アルプス市飯野2848番地

司法書士 中込 佳紀